



議案第四十号

第二次農業構造改善專業吉田地区かんがい施設事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾四年参月廿三日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

一	事業の名称及び工事名	第二次農業構造改善事業かんがい施設事業
二	施行場所	吉田地区かんがい施設工事 東伯郡三朝町大字吉田・片栗及び坂本地内
三	工事の概要	かんがい排水施設 二〇、三ヘクタール
四	事業費	九、九六八、七〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工事の時期	昭和五十四年度